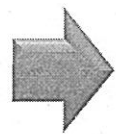


第2回待機児童対策協議会(8/28実施)の資料(抜粋)  
(公定価格の地域区分について)

資料2

- 市町村アンケート結果から、以下のことが考察される
    - ① 現行の地域区分(公務員の地域手当の地域区分に準拠)について、39自治体が妥当と回答
    - ② 見直しを求める24自治体の大半が、隣接自治体との格差解消を求めると回答(18市町村)
    - ③ 待機児童の有無にかかわらず、高い地域区分に隣接していなくても、広域的に見て格差解消を求める意見が多い
      - 独自の処遇改善(保育士の賃金補助)を実施しているところが19自治体ある
- ⇒ 単独の市町村ごとに地域区分を見直したとしても、その結果、新たな地域間格差をもたらすおそれがある



- 地域区分の見直しは、単独の市町村単位で考えるのではなく、広域的に考える必要がないか。
- 保育士確保は単独市町村だけの取組みでは限界ではないか。待機児童対策協議会を通じた広域的な保育士確保対策とあわせて、地域区分による格差是正が考えられないか。

(広域的な保育士確保対策)

- ・ 小規模保育事業の連携施設の設定
- ・ 育児休業中の保育士の復職支援
- ・ 保育士の就職フェアの合同開催 など

待機児童対策協議会を通じて広域的な取組・連携協定



## 特定教育・保育等に関する費用算定に用いる公定価格の地域区分について

番号	市町村名	H30地域区分 (%)	妥当と考える地域区分 (%)	仕組みについて		地域区分の考え方		
				①妥当	②妥当ではない	隣接自治体との乖離をなくすべき	隣接自治体	その他
1	さいたま市	15		○				
2	川越市	6	10		○	○	坂戸市・鶴ヶ島市	
3	越谷市	6	15		○	○	特別区・さいたま市	
4	川口市	6	15		○	○	さいたま市	
5	熊谷市	3	6		○	○	深谷市・行田市・鴻巣市・滑川町	
6	行田市	6	10		○	○	東松山市・熊谷市	保育士の賃金格差が広がってしまい、保育士確保が難しい。埼玉県内の地域区分の差を解消することが妥当と考えるため。
7	秩父市	0		○				
8	所沢市	6	15		○	○	東村山市・清瀬市・狭山市等	上記の選択区分は周辺自治体の状況等を踏まえて選択したものであり、何ら実証データに基づくものではありません。本来的には、国家公務員の地域手当用に定められている地域区分の採用ではなく、保育士の給与や土地建物の借料等の実勢を調査したうえで地域間格差が生じないように公定価格を定めていただくべきものと考えており、そのように見直していただくことを希望します。参考として、定員90人の保育園における平成29年度実績を例にとり、地域区分の違いによる委託料の差額について試算した結果を添付します。本市6%と比較して、15%地域では1園当たり年間約690万円、16%地域では約760万円の差が生じる試算となります。 なお、介護に関しても、市内各事業所からの実証データはありませんが、複数の事業所より人材不足についての訴えが挙がっており、その理由の1つとして地域区分による地域間格差が考えられます。
9	飯能市	6	10		○			地域区分の県全体及び近隣市との均衡(バランス)を図るのが妥当と考えるため。
10	加須市	6		○				
11	本庄市	0	6		○	○	深谷市	
12	東松山市	12		○				
13	春日部市	6		○				
14	狭山市	12		○				
15	羽生市	6	10		○			他制度(障害)における地域差を考慮して設定するのが妥当と考えるため
16	鴻巣市	6	-		○			同一の職務を行う保育士に対し差をつけるのは適当でなく、他の自治体との差をなくすることが妥当と考える。
17	深谷市	6	-	○				【※介護について】 介護保険を熊谷市、深谷市、寄居町による一部事務組合を保険者としており、保険者単位での単一の地域区分が適用されている。しかし、3市町の地域区分はそれぞれ異なることから、事業所の所在地に対応した地域区分との整合が図れていない現状について議論がある。
18	上尾市	6	12		○	○	さいたま市・桶川市	私立園のみならず、公立の臨時職員等についても同水準の賃金見直しを行わない場合、公私間の採用状況に格差が生じるため、市町村の負担は私立だけにとどまらないことから、財政負担にも相応の配慮をいただきたい。
19	草加市	6	-		○			本市の地域区分を何%上げることが妥当という考え方ではなく、隣接する東京都との乖離も大きいことは、保育士の確保にも大きな影響があることは十分考えられるので、地域区分の高い地域の%引き下げも含め、全国的な見直しが必要と考える。
20	蕨市	15		○				
21	戸田市	6	15		○	○	さいたま市・志木市・蕨市	
22	入間市	6		○				
23	朝霞市	12	15-20		○	○	東京都・和光市・志木市	東京都が独自の加算を導入しているように、埼玉県の加算も検討してほしい。
24	志木市	15	16		○	○	和光市	
25	和光市	16		○				

番号	市町村名	H30地域区分 (%)	担当について		39	24	18	合計
			①担当 はなし	②担当 あり				
26	新座市	10	○	○	○		0	
27	狛川市	10					0	
28	久喜市	6					0	
29	北本市	6					0	
30	八潮市	6					0	
31	富士見市	10	○	○	○		0	
32	三郷市	6	○	○	○		0	
33	蓮田市	6					0	
34	坂戸市	10					0	
35	幸手市	6					0	
36	鶴ヶ島市	10	○	○	○		0	
37	日高市	3					0	
38	吉川市	6					0	
39	ふじみ野市	12					0	
40	白岡市	6					0	
41	伊奈町	6					0	
42	三芳町	6					0	
43	毛呂山町	3	○	○	○		0	
44	越生町	3					0	
45	滑川町	6					0	
46	嵐山町	3					0	
47	小川町	0					0	
48	川島町	6	○	○	○		0	
49	吉見町	3					0	
50	鳩山町	6					0	
51	ときわ町	6	○	○	○		0	
52	横瀬町	0					0	
53	皆野町	0					0	
54	長瀬町	0					0	
55	小籠野町	0					0	
56	東秩父村	0					0	
57	美里町	0					0	
58	神川町	0					0	
59	上里町	0					0	
60	寄居町	0					0	
61	宮代町	6					0	
62	杉戸町	6					0	
63	松伏町	6					0	
合計							18	

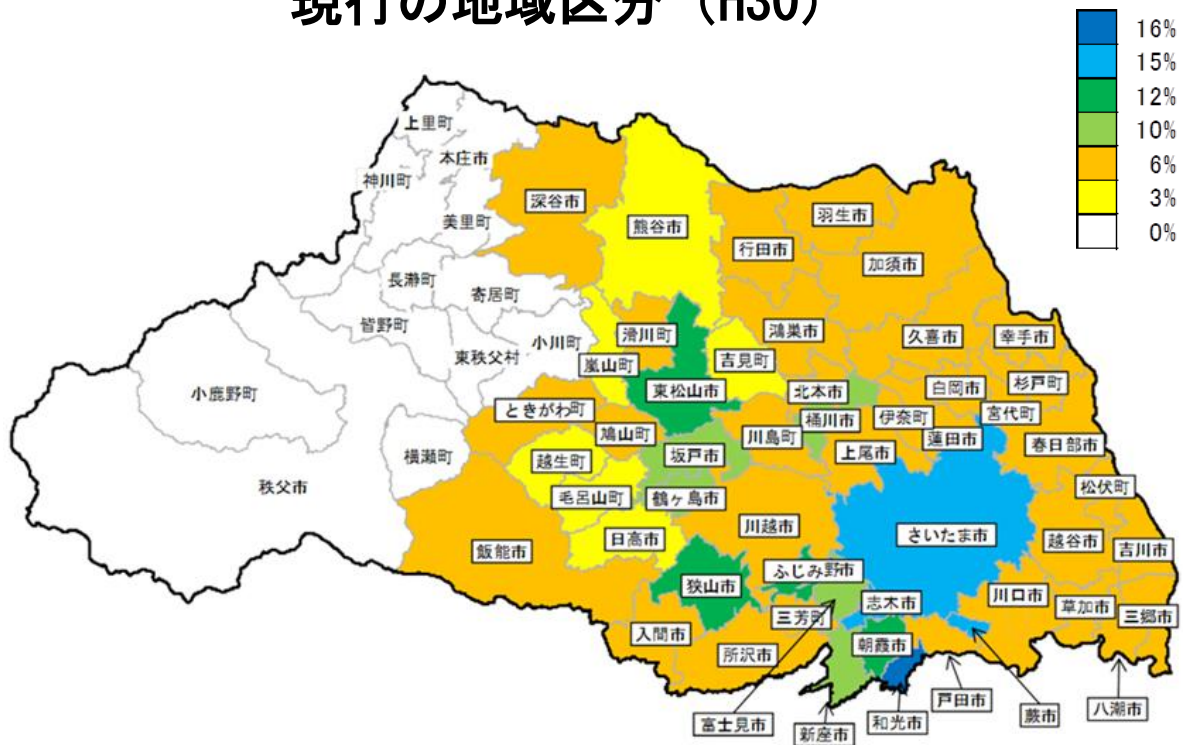
地域区分の考え方

その他

新制度移行前はその他地域であったが、現在は6%地域である。隣接自治体との乖離をなくすべく考えるが、保育士の処遇を考えると現在より低い区分が必要としない。



## 現行の地域区分 (H30)



## 市町村の考える地域区分

